

第4期岩手県耐震改修促進計画【概要版】

【序章】

○ 計画策定の趣旨

- ・全国各地で地震が発生しており、地震による倒壊等の被害から生命や財産を保護するため、継続的に建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図ることを目的として、第4期計画を策定するもの。

○ 計画の性格

- ・耐震改修促進法第5条に基づき策定、本県の建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図るための指針
- ・いわて県民計画（2019～2028）、岩手県地域防災計画や第3期岩手県国土強靱化地域計画を上位計画とし、岩手県住宅マスタープランなど関係計画と整合・連携を図る計画として位置づけ

○ 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

【第1章】建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

○ 現状の課題

【住宅】建替え等により耐震化率は上昇したが、資材価格の高騰等の影響を受け新築や建替え件数は鈍化している。また、住宅所有者の高齢化やや費用負担の大きさなどを背景に耐震改修工事の件数は減少傾向。

【住宅以外建築物】耐震改修等に要する費用に加え、事業継続しながら工事を行う必要があるなど、事業者の負担が大きいことから、計画的な改修が進まない。

○ 耐震化率の目標

用 途 等	現状値	令和12年度(目標値)
住 宅	86.9% (R7)	91%
耐震診断義務付け対象建築物	93.4% (R6)	97.5%
要緊急安全確認大規模建築物	96.3%	99.1%
要安全確認計画記載建築物	71.4%	85.7%
公共建築物		
うち公営住宅	99.8% (R6)	100%
うち県営住宅	100%	100%
うち市町村営住宅	99.7%	100%
うち学校	99.1% (R6)	99.4%
うち県立学校	100%	100%
うち市町村立学校	99.7%	100%
うち私立学校	91.7%	92.6%
うち病院	80.0% (R6)	81.9%
うち県立病院	100%	100%
うち民間等病院	75.9%	78.2%
うち地方公共団体の庁舎	93.4% (R6)	95.0%
うち県有庁舎	90.5%	90.5%
うち警察庁舎	100%	100%
うち市町村有庁舎	92.9%	95.2%

○ 耐震診断の目標

用 途 等	目 標
住宅	令和6年度から令和10年度までに3,000戸実施
公共建築物(公営住宅・学校・病院・庁舎)	令和12年度までに、耐震診断率を100%とする。 (建替えや用途廃止予定を除き残り6棟)

【第2章】建築物の耐震診断・改修の促進を図るための施策

○各主体の役割分担

- ・所有者等 自ら耐震化に取り組む、賃借人や利用者も耐震性の高い建築物を選択する
- ・県 市町村の取組への支援、住民・市町村等への情報提供、県有施設の耐震化の率先実施
- ・市町村 所有者等への働きかけ、取組への支援、市町村有施設の耐震化の率先実施、市町村耐震改修促進計画の適時の改訂等の状況把握及び進捗管理
- ・建築関係団体 普及・啓発や専門家としての知見を活かした相談対応及び改修計画の提案

○県の施策

【方針1】県有施設の耐震診断・耐震改修の率先実施等

- ・県有施設全般…耐震診断促進と計画的な耐震改修
- ・その他…県が指導監督権限を有する施設の耐震化への指導及び適切な支援
- ・建築物の定期的な点検及び適切な維持管理 等

【方針2】民間建築物に対する耐震診断・耐震改修のための環境づくり

- ・木造住宅の耐震化への支援の強化
- ・木造住宅以外の建築物（要緊急安全確認大規模建築物等）の耐震化への支援
- ・耐震改修の実施について住宅所有者を支援する相談員の派遣 等

【方針3】技術者の育成と安心して耐震診断・耐震改修を行うための環境整備

- ・耐震診断士認定制度
- ・耐震改修事業者の育成・情報提供 等

【方針4】耐震対策推進に向けた建築関係団体や住民組織等との連携による普及・啓発

- ・耐震対策推進のための組織づくり
- ・住民への情報提供・耐震対策の普及・啓発 等

【方針5】地震時の建築物の総合的な安全対策の推進

- ・震災時の拠点となる建築物の機能確保
- ・緊急輸送道路の確保
- ・ブロック塀等の安全対策
- ・窓ガラス、外壁等の落下物による安全対策
- ・地震時の昇降機等の安全対策の推進
- ・平成12年6月よりも前に建築された新耐震基準の木造住宅の耐震化の普及啓発 等

【方針6】大地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物の耐震化の促進

【方針7】地域ごとの耐震化の状況把握及び見える化

- ・市町村ごとの耐震改修促進計画について、適時の計画改訂、耐震化率把握の働きかけ
- ・4圏域ごとの地域特性を整理し、属性ごとの進捗を把握し、課題を分析 等

【方針8】耐震改修とその他の改善を併せた総合的、合理的な住宅・建築物の性能向上

- ・市町村と連携して行う空き家対策、省エネルギー改修促進等の取組と連動した耐震化、住宅・建築物の耐震性能を含めた総合的な性能向上
- ・段階的（部分的）な耐震改修工法や、簡易で施工性・経済性にも優れた工法の情報収集、周知 等

【方針9】住宅所有者が今後の住まい方や地域の防災を考える機会を捉えての周知、啓発

- ・「家じまい」、街なか居住、移住定住、空き家の住み替え等を検討する機会を捉えての周知
- ・地域防災や災害への備えを考える機会を捉え、耐震化の必要性への認識を高める 等

【第3章】耐震改修促進法・建築基準法等による指導等の方針

○ 既存耐震不適格建築物を耐震化の緊急性がより高いものから分類し、その区分ごとに指導する。

- ① 耐震診断義務付け対象建築物(要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物)
 - ・文書指導、年1回以上の現地指導、耐震診断結果の公表
- ② 重点的対応建築物
 - ・文書指導、2年に1回以上の現地指導
- ③ 一般対応建築物：
 - ・文書指導
- ④ それ以外の建築物：
 - ・必要に応じ指導

【第4章】その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

○市町村が定める耐震改修促進計画

全ての市町村での策定（改定）を目指す。

○関係団体による協議会等の設置

- ・「岩手県耐震改修促進協議会」：市町村・建築関係団体等の関係者からなる協議会で耐震化を促進
- ・「岩手県耐震改修促進計画フォローアップ委員会」：県・盛岡市からなる委員会で計画の進捗管理等

○市町村への支援

耐震に係る講習会の実施、技術面・事務面双方からの支援 等